虐待防止のための指針

株式会社ＰｏＮｏ
訪問看護ステーションWaKo

1. 基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。事業所における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2. 虐待の定義

① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、①～③までに掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の業務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会に関する事項

① 虐待防止委員会の設置

当訪問看護ステーションでは、虐待等の発生の防止・早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置します。

② 虐待防止委員会の構成委員

委員会の委員長は管理者が務め、委員長が委員をステーション内より数名選出します。

③ 虐待防止に関する担当者

虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者は、管理者とします。

④ 委員会の開催

委員会は、概ね年1回以上開催します。虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。

⑤ 委員会の審議事項

(1) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

(2) 虐待防止のための指針の整備に関すること

(3) 虐待防止のための職員研修に関すること

(4) 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること

(5) 虐待が発生した場合の対応に関すること

(6) 虐待の原因分析と再発防止に関すること

(7) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底します。職員研修は原則年1回、及び職員採用時に実施します。研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し、保存します。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は3.②に定めた構成委員とします。

② 虐待等が疑われる場合は、各構成委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

③ 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、構成委員は職員に対し、利用者、利用者家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよう促します。

④ 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係の確認をするとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

8. その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

附則

本指針は 2026年6月1日より施行する。